

高山市 民泊ガイド

高山市内での簡易宿所・民泊事業をお考えのみなさまへ



目次

1. はじめに	1
2. 高山市の方針 ～住んでよし、訪れてよしの国際観光都市 飛騨高山を目指して～	1
3. 民泊とは	3
4. 適正な施設運営	4
5. 施設の景観などについて	7
6. 宿泊税について	7
7. 事前相談・問合先	8
8. ごみの処理	10
事業所ごみの出し方について	11

1.はじめに

住宅宿泊事業法の施行により、届出をすることで民泊の営業ができるようになりました。また、旅館業法による簡易宿所の許可基準が緩和されたことで、従来よりも容易に簡易宿所営業の許可を取得することができるようになっています。

このような制度の変化に伴い、旅行者を受け入れる宿泊施設が多様化し、市民と旅行者の交流機会が生まれた一方で、騒音やごみ問題などの課題も生じています。

これからは、居住する方と旅行で訪れる方が互いに心地よく過ごせるよう、双方が配慮していくことが必要です。

なお、本紙は一般的な簡易宿所営業・住宅宿泊事業について記載しており、関係法令については所管する部署にご確認ください。

2.高山市の方針 ～住んでよし、訪れてよしの国際観光都市 飛騨高山を目指して～

高山市が多くの旅行者を迎える国際観光都市へ発展してきた背景には、市民・事業者の皆様が地域の伝統文化や自然を守り、あたたかい「おもてなしの心」で旅行者を迎えてきた歴史があります。

また、高山市では、先人たちの努力により脈々と受け継がれてきた飛騨高山の歴史や文化、自然を市民一人ひとりが享受するとともに、裾野が広く、地域の人材・資源・産業を有効に活用できる観光の特徴を活かした地域づくりを発展させることで、国内外から選ばれ続ける、住んでよし、訪れてよしの「国際観光都市 飛騨高山」の実現を目指すことを基本方針としています。

これから民泊などの事業を始める皆様には、このような背景や、市の基本方針をご理解いただき、これまで地域で守り育ててきた飛騨高山ブランドの維持向上や、市民生活との調和などに配慮のうえ、適切な運営をお願いします。

○近隣住民への周知

知らないうちに近所に民泊などができ、不特定多数の方が出入りすることは、近隣住民にとって不安やトラブルの原因になります。民泊などを営もうとする場所の近隣住民、町内会、事業者などに対して、事前周知（住民説明会の開催、文書の配布、町内会・管理組合への説明など）を行うとともに、地域活動に協力するなど、理解と信頼を得られるようご配慮をお願いします。

○関係団体への加入

高山市内の観光関係団体は、加盟事業者が連携して全国や海外に向けた誘客宣伝活動を行い、情報共有の場を設けることで、地域経済の活性化や、観光客の満足度向上に向けて取り組んでいます。高山市産業振興基本条例に基づき、商店街振興組合、商工会議所、商工会、観光協会、旅館業組合などの関係団体（裏表紙を参照）へ加入し、産業振興のための施策または事業に率先して参画、協力してください。

○市内商品の購入や景観への配慮

地域社会を構成する一員としての社会的責任を自覚し、事業活動を行うにあたっては、市内において生産される商品の購入や提供されるサービスの利用、景観への配慮に積極的に取り組むなど、地域経済の好循環が図られるようご協力をお願いします。

○地域活動への参画（地域との関わり・地域との連携）

高山市では、概ね小学校区を単位とした市内20地区で「まちづくり協議会」が組織され、皆さんが抱える身近な課題を解決するために地区内の各種団体や個人、事業者、行政が一緒になって考え、役割を分担し、ともに手を携えて取り組む「協働のまちづくり」を進めています。

中でも町内会は、まちづくり協議会の基盤組織としてより良いまちづくりのために自主的に運営している団体で、災害などいざという時には一番頼りになる団体です。安心・安全な住みよいまちづくりは、日ごろから地域活動に参画し、地域の絆を深めることが大切なことから、町内会に加入し、積極的に地域活動に協力してください。

町内会に関することについては、高山市協働推進課にお問い合わせください。

（電話番号：0577-35-3412 直通）

○滞在中の安全・安心の確保

ゲストを温かく迎え入れるとともに、滞在中の「安全・安心」を守ることは、迎える側が果たすべき重要な責任です。宿泊される方々が安心して過ごせるよう、守るべき法律や規則を確認した上で、災害や急病、事故などが起きた際にも、すぐに適切な対応ができる準備を整えておいてください。緊急時の連絡先や避難ルートの確認など、事前の備えがゲストの安心感につながります。

○住んでよし、訪れてよしの実現のために

高山市では、「with Respect」を合言葉に、来訪者へ高山市の伝統文化や町並、自然、住民生活などに対して敬意をもって過ごしていただくよう、呼びかけています。民泊などを経営される事業者の皆様も、以下の「with Respect」に沿った運営、宿泊者に対する呼びかけをお願いします。

with Respect 「敬意をもって」

Care for Locals, Environment, and Tradition「地元の人（の生活）、環境、伝統を大切に」

Walk Mindfully「周りに配慮して、譲り合って歩く」

Carry Your Trash「ごみを持ち帰ることでまちをきれいに保つことに協力する」

Stay Quiet「日が暮れたら、近所のためにも静かに過ごす」

また、ごみの処分、宿泊者による騒音、違法・無断駐車により迷惑しているというご意見が多く寄せられています。近隣住民の皆様の生活環境に配慮し、ごみは道路やごみステーションにポイ捨てせず、必ずルールに則った方法で処分すること、騒音を慎むこと、違法駐車や近隣民家・施設への無断駐車を

行わないよう、駐車場の有無や場所を事前に説明するなどの宿泊者への周知徹底をお願いいたします。

○宿泊者数調査への協力

高山市では、毎年1年間の施設毎の宿泊者数などを基に、市全体の宿泊者数を推計し観光統計としてまとめて公表しています。12月に調査を実施していますので、宿泊者の実績報告にご協力ください。過去の統計情報については、高山市のホームページにて公表していますのでご覧ください。

【参考：高山市観光統計】

<https://www.city.takayama.lg.jp/shisei/1000062/1004915/1006941/index.html>



○緊急連絡先などの施設標示のお願い

高山市では、危機管理上の観点から、公衆用道路から見える場所へ緊急連絡先などを記載した標識を掲示いただくよう、お願いしています。「高山市特殊旅館建築等の規制に関する条例」に基づく申請があった際、申請者へ掲示をお願いしているものです。外部への施設表示は、宿泊者が迷わず到着するための「看板」となるだけでなく、緊急時に外部の方がすぐに連絡できる窓口としての機能も持っています。旅行者と地域住民双方の安心・安全のため、ご理解のうえ、掲示へのご協力をお願いします。

【施設標示の例】

120ミリメートル	
【旅館業法に基づく簡易宿所】	
施設名：〇〇〇	
●緊急連絡先 emergency contact	
緊急時は下記にご連絡ください。 In case of an emergency, please contact the following.	
会社名	: 〇〇〇〇
電話番号	: 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇
●運営会社 operating company	
会社名	: 〇〇〇〇
電話番号	: 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇
170ミリメートル	

3.民泊とは

民泊とは、家屋の全部又は一部を活用して宿泊サービスを提供することを指します。民泊には種類があり、一般的には、旅館業法に基づく「簡易宿所営業」と住宅宿泊事業法に基づく「住宅宿泊事業」に分けられます。ただし、民泊についての法律上の明確な定義はありません。

簡易宿所営業（旅館業法）とは

簡易宿所営業とは、旅館業法において「宿泊する場所を多数人で共用する構造及び設備を主とする施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業」であり、関係法令に基づいて構造設備基準を満たすことで営業許可を受ける営業です。営業日数の制限はありませんが、建物が所在する地域において旅館業の立地が禁止されている場合があります。

住宅宿泊事業（住宅宿泊事業法）とは

台所、浴室、便所、洗面設備を備えており、「現に人の生活の本拠として使用されている家屋」などの一定の要件を満たしている家屋で営業するものが該当します。営業日数の上限が定められており、旅館業の立地が禁止されている地域でも営業が可能な場合があります。

	簡易宿所営業	住宅宿泊事業
根拠法	旅館業法	住宅宿泊事業法
建物用途	民宿、ペンション、ロッジ、山小屋、ゲストハウスなど	住宅、長屋、共同住宅又は寄宿舍 (現に人の生活の本拠として使用されている家屋など)
宿泊日数制限	無制限	原則、年間 180 日まで
申請	許可制	届出制

※要件や手続きなどの詳細は、以下のリンクを参考としていただき、「7. 事前相談・問合先 飛騨保健所生活衛生課」へお問い合わせください。

厚生労働省「民泊サービスを始める皆様へ -簡易宿所営業の許可取得の手引き-」

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000141689.html>



岐阜県「岐阜県民泊ポータル」

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/17639.html>



4.適正な施設運営

各法令に基づく許可申請や届出に加え、法令などで定められた基準などを踏まえた適正な施設の運営をお願いします。次に、運営に関する注意事項をいくつか紹介しますので、十分にご確認をお願いします。

〈参照〉

旅館業	玄関帳場等を設置しない場合の取扱いについて	
住宅宿泊事業	住宅宿泊事業者の遵守事項一覧	

施設運営に関する注意事項

共通事項

- ・ 宿泊者の衛生・安全の確保
- ・ 宿泊者名簿の備え付け及び3年間の保管
- ・ 宿泊者の本人確認及び宿泊施設での防犯対応
- ・ 宿泊施設であることが外部から見て明らかであること
- ・ 近隣住民への事前説明
- ・ 近隣住民とのトラブルや苦情などへの対応
- ・ まちづくり協定など、地域のルールに則った運営

【参考：高山市美しい景観と潤いのあるまちづくり条例について】

開発行為（建築、増改築、色彩変更、用途変更等）を行う場合は、関係法に基づく許認可申請を行う前に条例に基づく届出書を提出し、市が定める基準などに適合することの確認を受ける必要があります。

<https://www.city.takayama.lg.jp/shisei/1000061/1005212/1002136.html>



簡易宿所営業

- ・ 建築等(用途の変更を含む)の内容に応じた建築確認申請などの手続き（用途変更 200 ㎡超えの場合は確認済証が、200 ㎡以下の場合は建築士の証明書が必要）
- ・ 玄関帳場の設置または代替設備の備え付け
- ・ 管理者の緊急対応方法の確保
- ※玄関帳場等を設置しない施設は、おおむね 10 分で管理者などが駆けつけることができること。
- ・ 公衆用道路から見える場所への管理者などの連絡先の掲示
- ・ 宿泊者から管理者への連絡手段の確保
- ・ 高山市特殊旅館等建築申請書の提出

【参考：特殊旅館建築等の規制について】

旅館業法によるホテル又は旅館営業等の用途に建築物の建築、増改築、用途変更等を行う場合、

旅館営業許可申請書や開発行為の許可申請書などの提出の 60 日前までに高山市建築住宅課に、高山市特殊旅館等建築申請書を提出して、計画が条例に適合することの承認を受ける必要があります。

<https://www.city.takayama.lg.jp/kurashi/1000022/1000121/1001064/1001075.html>



住宅宿泊事業

・苦情等への対応

※深夜早朝問わず、常時対応又は電話にて誠実な対応が必要。遠隔での対応において適切に解決されない場合、おおむね 30 分以内(交通手段の状況等により到着に時間を要すると認められる場合は 60 分以内)に現場へ急行する必要がある。

・2 カ月に 1 度、宿泊者数等の定期報告

・住宅宿泊事業法で定められた標識の掲示

・火災保険や第三者に対する賠償責任保険等に参加（努力義務）

・宿泊者に対する周辺地域の生活環境への悪影響防止（騒音防止、ごみ処理、火災防止）に関する必要事項の説明

・居室数が 5 を超える場合や人を宿泊させる間、不在となる(一時的な不在などを除く)場合は、住宅宿泊管理業者へ業務委託が必須

・外国語を用いた設備の使用方法の案内等、外国人観光旅客である宿泊者の快適性及び利便性の確保

定められたルールを遵守し、宿泊者及び近隣住民の安心安全を考慮した運営をお願いします。

また、周りに不適切な運営と思われる宿泊施設があった場合は、8 ページ「7.事前相談・問合せ先 飛騨保健所 生活衛生課」へ情報提供をお願いします。保健所による調査が入る場合があります。日頃から、適正な運営に努めてください。

参考：要領・手引き等

他にも確認が必要な法令等がございます。次ページの二次元コードからご確認ください。

また個別の案件については、別途、飛騨保健所 生活衛生課へご相談ください。

旅館業

厚生労働省 「旅館業のページ」	
厚生労働省 「旅館業における衛生等管理要領」	
岐阜県 「玄関帳場等を設置しない場合の取扱いについて」	

住宅宿泊事業

国土交通省 「住宅宿泊事業法施行要領（ガイドライン）」	
岐阜県 「住宅宿泊事業の手引き」	
民泊制度ポータルサイト 「住宅宿泊事業者編」	

5.施設の景観などについて

高山市では、美しい景観と潤いのあるまちづくりを進めるため、市全域において景観形成基準を設けています。また、地域などの単位でまちづくり計画を策定し、建物や屋外広告物に対するルールが作られています。施設の外観や運営にあたっては、これらの基準を遵守するようお願いします。

【参考：高山市美しい景観と潤いのあるまちづくり条例】

<https://www.city.takayama.lg.jp/shisei/1000061/1005212/1002136.html>



6.宿泊税について

高山市では、令和7年10月1日より宿泊税が導入されました。宿泊料金を受けて行われる宿泊に対し、その宿泊者に課税されます。

徴収方法は特別徴収となり、旅館業又は住宅宿泊事業の経営者は特別徴収義務者の登録が必要です。手続きに関する詳細は、高山市ホームページ「宿泊税の特別徴収事務について（提出方法・様式）」をご参照ください。

【参考：宿泊税の特別徴収事務について（提出方法・様式）】

<https://www.city.takayama.lg.jp/kurashi/1000015/1005408/1021226/1021236.html>



その他宿泊税に関する詳細は、次の高山市のホームページをご覧ください。

【参考：宿泊税の概要】

<https://www.city.takayama.lg.jp/shisei/1000061/1022608/1022609.html>



【参考：宿泊税の使途について】

<https://www.city.takayama.lg.jp/shisei/1000061/1022608/1021646/1021648.html>



7. 事前相談・問合先

旅館業及び住宅宿泊事業の監督権者は岐阜県（知事）です。これから宿泊業を始めたい方は、まずは飛騨保健所で事前相談を受けてください。営業開始までに必要な手続きについては、民泊を営もうとする住宅の規模や場所、運営方法などによって異なります。詳しくは次の連絡先までお問い合わせください。



【住宅宿泊事業・旅館業に関する手続きについて】

部署名 岐阜県 飛騨保健所 生活衛生課
(高山市上岡本町 7 丁目 468 飛騨総合庁舎内)
受付時間 月～金（祝日・年末年始を除く） 8:30～17:15
電話番号 0577-33-1111（代表）（内線 321）
FAX 番号 0577-34-8327



【住宅の消防用設備について】

※消防用設備の設置や立入検査が必要です。

部署名 高山市 消防本部 予防課 予防係（高山市桐生町 3 丁目 208）
受付時間 月～金（祝日・年末年始を除く） 8:30～17:15
電話番号 0577-32-3027（直通）
FAX 番号 0577-35-3599



【住宅の改修・模様替え、用途地域、屋外広告物について】

※建築等の内容によっては建築確認申請などの手続きが必要となる場合があります。

部署名 高山市 都市政策部 建築住宅課 開発指導係（高山市花岡町 2 丁目 18）
受付時間 月～金（祝日・年末年始を除く） 8:30～17:15
電話番号 0577-35-3159（直通）
FAX 番号 0577-35-3168



【宿泊税に関すること】

※特別徴収義務者の登録が必要です。

部署名 高山市 財務部 税務課 税制係（高山市花岡町 2 丁目 18）
受付時間 月～金（祝日・年末年始を除く） 8:30～17:15
電話番号 0577-35-3136（直通）
FAX 番号 0577-35-3163



【所得税に関すること】※相談は事前予約が必要です。

部署名 高山税務署（高山市昭和町 2 丁目 220 高山合同庁舎内）
受付時間 月～金（祝日・年末年始を除く） 8:30～17:00
電話番号 0577-35-1020（自動音声で案内）



【個人住民税に関すること】

※民泊の営業により収入を得た場合は、少額であっても個人住民税の申告を行う必要があります。

部署名 高山市 財務部 税務課 市民税係（高山市花岡町 2 丁目 18）
受付時間 月～金（祝日・年末年始を除く） 8:30～17:15
電話番号 0577-35-3626（直通）
FAX 番号 0577-35-3163



【個人事業税に関すること】※開業の際に「開業届」の提出が必要です。

部署名 岐阜県 飛騨県税事務所 事業税係
（高山市上岡本町 7 丁目 468 飛騨総合庁舎内）
受付時間 月～金（祝日・年末年始を除く） 8:30～17:15
電話番号 0577-33-1111（内線 289）
FAX 番号 0577-36-4700



【民泊に関する相談窓口】

「ごみ出しのルールが守られていない」、「民泊事業者の標識が出ていない」、「宿泊者の騒音に困っている」など民泊に関する苦情・通報を岐阜県のワンストップ相談窓口で受け付けています。

民泊ワンストップ相談窓口

部署名 岐阜県 健康福祉部 生活衛生課（岐阜市薮田南 2 丁目 1-1）
受付時間 月～金（祝日・年末年始を除く） 8:30～17:15
電話番号 058-272-8281（直通）
メール c11222@pref.gifu.lg.jp

部署名 岐阜県 飛騨保健所 生活衛生課
（高山市上岡本町 7 丁目 468 飛騨総合庁舎内）
受付時間 月～金（祝日・年末年始を除く） 8:30～17:15
電話番号 0577-33-1111（内線 321）



【住宅宿泊事業者の届出番号及び届出住宅の所在地の公表】

施設の許可・届出状況を確認できます。

岐阜県民泊ポータルサイト

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/17639.html>



【高山市の民泊窓口】

民泊に関することについての問い合わせを受け付けています。民泊に関する疑問・不安などがありましたら、お気軽にお問い合わせください。

部署名 高山市 飛騨高山プロモーション戦略部 観光課

(高山市花岡町 2 丁目 18)

受付時間 月～金（祝日・年末年始を除く） 8:30～17:15

電話番号 0577-35-3145（直通）

FAX 番号 0577-35-3167

8.ごみの処理

民泊にともなって発生するごみは、事業活動によって発生した事業系の一般廃棄物（または産業廃棄物）となります。このため、民泊事業者の責任で適正に処理されること（自己処理責任）が義務付けられます。

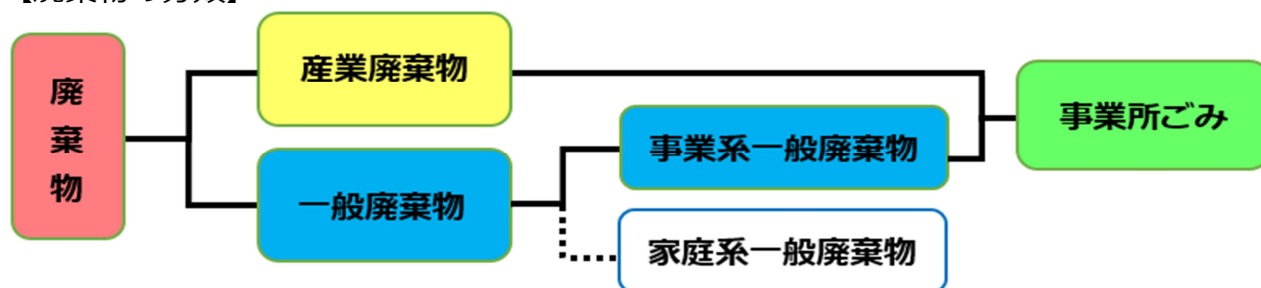
ごみの処理は高山市の分別方法に従って分別し、処理施設へ直接搬入するか、収集運搬許可業者に依頼してください。ごみの出し方については、次ページの「事業所ごみの出し方について」をご覧ください。

事業所ごみの出し方について

事業所ごみとは

- ・法人、個人事業主、営利団体、非営利団体など、業種にかかわらず事業活動により排出されるごみは全て事業所ごみです。
- ・事業所ごみを市の施設で処理する場合は全て**有料**となります。
- ・事業所ごみは、「事業系一般廃棄物」、「産業廃棄物」に区分されます。それぞれ処理方法が異なりますので、下記を参照の上、適切な処理を行ってください。

【廃棄物の分類】



【廃棄物の分類】

種別		種類	具体例
事業系一般廃棄物		紙くず	書類、伝票類、おむつ、ちり紙 等
		木、枝、草	剪定した枝木、落ち葉、雑草 等
		繊維くず	衣服類、布団、座布団 等
		生ごみ	食品の残り、調理くず 等
		プラスチック製容器包装	飲食等により排出されたプラマークのついたもの
		紙製容器包装	飲食等により排出された紙マークのついたもの
		缶、びん、ペットボトル	飲食等により排出されたもの
産業廃棄物	業種により一廃・ 産業廃棄物の区分がわか れるもの	紙くず	建設業、印刷物加工業等から排出されたもの
		木、枝、草	建設業、木製品製造業等から排出されたもの
		繊維くず	建設業、繊維工場等から排出されたもの
		動植物性残渣	食品製造業等から排出された生ごみ
	業種にかかわらず 産業廃棄となるもの	廃プラスチック類	ポリ袋、ポリ容器、梱包材、発泡スチロール、 緩衝材、塩ビ管、農業用マルチ 等
		金属くず	アルミサッシ、鉄くず、一斗缶 等
		ガラスくず、陶磁器くず	ガラス類、蛍光管、陶磁器類 等

※一般廃棄物と産業廃棄物の混合物で分別が困難なものは、原則、産業廃棄物となります。

1. 事業系一般廃棄物の出し方

※分別方法は一般家庭用「高山市のごみの分け方・出し方」に準じます。

①一般廃棄物収集運搬許可業者と個別契約

- ・高山市の一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた業者と契約する方法です。

- ・収集日、排出方法、処分費用等は許可業者と協議してください。
(地域ごとに許可業者は異なります。)

②市の施設へ直接持ち込む

- ・事業者が直接ごみを搬入する方法です。

搬入場所	資源リサイクルセンター 高山市三福寺町 1800 番地 電話 (0577-35-1244)
受付日時	資源リサイクルセンター 月曜日～土曜日 8:30～12:00 13:00～16:00 (祝日含む、年末年始除く)
処理料金	一般廃棄物 10kg までごとに 70 円 + 消費税

市内 50 ヶ所にある資源ごみ拠点集積所は家庭ごみ専用ですので、事業所ごみの持込はできません。

③ごみステーションを利用する

- ・発生する 1 日のごみの量が 1 袋 (10kg 換算) 以下の小規模事業所が対象です。
1 日 1 袋を超えるごみが発生する場合は、ごみステーションは利用できません。なお、ごみステーションは各地区の町内会が管理しています。利用にあたっては事前に町内会へご相談ください。
- ・規定の袋 (透明袋で、縦 80 cm×横 65 cm の容量 45 l 以下。可燃ごみ・資源ごみの袋は厚み 0.03mm 以上、不燃ごみ・小型家電の袋は厚み 0.05mm 以上) を使用し、
全ての袋に有料のごみ処理券 (ピンク色のシール) を貼付してください。(各家庭に配布している無料ごみ処理券を利用することはできません)
- ・分別ルールを遵守し、収集当日の朝 8 時 30 分までにごみステーションに出してください。特に店舗兼住宅の方は、家庭生活から発生するごみと、事業活動から発生するごみとを、**袋を分けて、**しっかりと分別してから出してください。

※有料ごみ処理券 (可燃ごみは長方形、不燃ごみは六角形、資源ごみは三角形) については、市内の「ごみ処理券取扱所」でお買い求めください。

2. 産業廃棄物の出し方

- ・産業廃棄物は原則、民間処理施設へ自己搬入されるか、産業廃棄物収集運搬許可業者に委託してください。

※産業廃棄物は有料ごみ処理券の対象外ですので、**少量でもごみステーションに出すことはできません。**民間施設で処分不可等、やむを得ない理由がある場合は資源リサイクルセンターまでご相談ください。(電話番号:0577-35-1244)

3. 受付・処理できないもの

- ・次のものは市の施設では受付できませんので、専門の業者や民間処理施設に依頼してください。

資源化できるもの・・・古紙、古布・古着、金属くず、発泡スチロール 等
危険物等・・・・・・プロパンガスボンベ、車のバッテリー、灯油類、消火器 等
大型器具機材・・・・・・自動車、オートバイ、車のタイヤ、農機具、ボイラー 等
特定家電等・・・・・・テレビ、エアコン、冷蔵庫、洗濯機、衣類乾燥機 等

観光協会

■(一社)飛騨・高山観光コンベンション協会

電話番号: 0577-36-1011

☆ホームページは二次元バーコードから



■飛騨乗鞍観光協会

電話番号: 0577-78-2345



■(一社)ひだ清見観光協会

電話番号: 0577-68-2338



■荘川観光協会

電話番号: 05769-2-2272



■飛騨一之宮観光協会

電話番号: 0577-53-2149



■ひだ桃源郷くぐの観光協会

電話番号: 0577-52-2270



■飛騨あさひ観光協会

電話番号: 0577-55-3777



■飛騨高根観光協会

電話番号: 0577-59-3131



■こくふ観光協会

電話番号: 070-4389-2304



■(一社)奥飛騨温泉郷観光協会

電話番号: 0578-89-2614



各種関係団体

■高山市商店街振興組合連合会

電話番号: 0577-32-2550



■高山商工会議所

電話番号: 0577-32-0380



■高山北商工会

(丹生川、国府、上宝・奥飛騨温泉郷)

電話番号: 0577-72-4130



■高山西商工会 (一之宮、清見、荘川)

電話番号: 0577-53-3112



■高山南商工会 (久々野、朝日、高根)

電話番号: 0577-52-3460



旅館業組合

■飛騨高山旅館ホテル協同組合

電話番号: 0577-57-9800



■飛騨高山民宿協同組合

電話番号: 0577-33-8501



■飛騨高山民泊・簡宿組合



高山市民泊ガイド

高山市飛騨高山プロモーション戦略部
観光課

高山市花岡町2丁目18番地

電話番号 0577-35-3145 (直通)

FAX 番号 0577-35-3167

E-mail : kankou@city.takayama.lg.jp